

犯罪被害者相談会のお知らせ

こうち被害者支援センターでは、殺人、強姦、危険運転致死傷、業務上過失致死傷、自動車運転過失致死傷、障害、強制わいせつなどの身体的被害や、詐欺などの財産的被害、その他犯罪による被害を受けた被害者相談会を次の日程で実施します。

当日は、こうち被害者支援センターの相談員とセンター登録弁護士がご相談を承ります。

できるだけ事前にご予約をお願いします。相談は無料です。

【日時】 9月10日(金)

午後1時～3時30分

【会場】

四万十市中央公民館

※当日の受付は午後2時30分までとなっています。

○ご予約・お問い合わせ

こうち被害者支援センター事務局

☎088-854-7511

※前日までの平日、午前10時～午後4時までの間にご連絡ください。

高知県司法書士会総合相談センター四万十会場のお知らせ 相談者は3回まで実質無料

司法書士会は、司法書士法に基づいて法務局または地方法務局の管轄区域毎に設置され、その区域の司法書士を会員とする団体です。

司法書士は、不動産取引や会社設立などにおける登記手続の代理、簡易裁判所における民事事件の訴訟代理(140万円以下)のほか、裁判所・検察庁・法務局に提出する書類の作成を手がけています。

この司法書士が行う県内4カ所の綜合法律相談センターのうち、四万十会場では民事法律扶助制度に基づく法律相談が可能で、資産や収入が一定以下(※1)の方の民事的(※2)な法律相談であれば、法テラス(日本司法支援センター)が3回まで費用を負担して法律相談を受けることができます。

その上、この法律相談をきっかけとして司法書士に依頼することになった場合、その費用を立て替えることもできます。

◆高知県司法書士会総合相談センター

【四万十会場】四万十市社会福祉センター2階(四万十市右山五月町8-3)

【日時】毎週土曜日 13時～17時



- | | | |
|------|--------------|--------------|
| (※1) | 一人暮らし | 二人暮らし |
| ・収入 | 月額182,000円以下 | 月額251,000円以下 |
| ・資産 | 総額180万円以下 | 総額250万円以下 |
- など(世帯人数によって制限が異なります。)
- (※2) 賃金、借金、隣地との争い、損害賠償など(140万円以下の相談が含まれることが必要です。)

○受付・お問い合わせ

高知県司法書士会(高知市越前町2-6-25) ※四万十会場も高知で受け付けます。

☎088-825-3143 (受付時間 月～金曜日 9時～17時)

募 集

「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」参加者募集

先の大戦で父などを亡くした戦没者の遺児を対象として、父などの戦没した旧戦域を訪れ慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善をはかることを目的に、厚生労働省から委託・補助を受け実施しています。

【実施地域】フィリピン、トラック諸島、パラオ諸島、ソロモン諸島、ボルネオ・マレー半島、インド、マリアナ諸島、マーシャル諸島、洋上慰霊

【日程】それぞれ日程が異なっていますので、詳細についてはお問い合わせください。

【料金】10万円

○日程に関するお問い合わせ
財団法人日本遺族会事業課事業係

☎03-3261-5521

○お申し込み

財団法人高知県遺族会

☎088-884-8700

「心の輪を広げる体験作文」および「障害者週間のポスター」の募集について

【テーマ】

●作文/「出会い、ふれあい、心の輪―障害のある人となーい人との心のふれあい体験を広げよう―」

●ポスター/「障害の有無にかかわらず誰もが能力を発揮して安全に安心して生活できる社会の実現」

【対象】

●作文/県内に住む小学生以上の方

●ポスター/県内に住む小学生および中学生

【規格】

●作文/400字詰め原稿用紙(小・中学生2〜4枚)

●ポスター/画用紙B3判または4つ切り

【締め切り】9月6日(月)

※住所・氏名(ふりがな)年齢(生年月日)、職業または学校名(学年)、電話番号を明記したものを添付してください。

○応募・お問い合わせ

高知県障害保健福祉課

☎780-8570

高知市丸ノ内1-2-20

☎088-823-9633